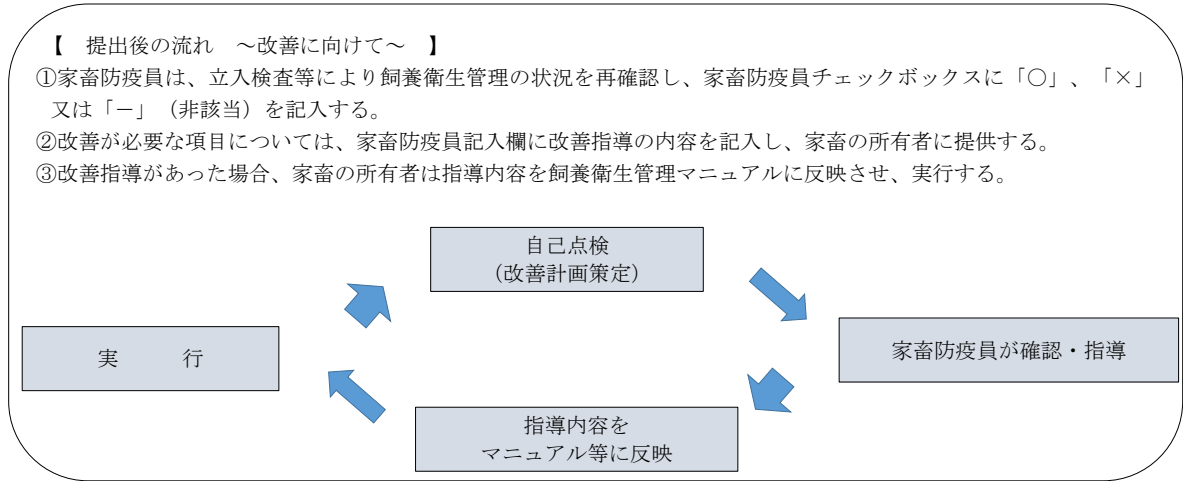


2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
(4) 馬の場合

- ※記載方法
- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
 - ・1 から28までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」にチェックを付けること。
 - ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
 - ・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。



●飼養衛生管理基準の構成について
飼養衛生管理基準は全28項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しながら、分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～6】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目7～14】
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目15～23】
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目24～28】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	厩舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	7 8 9	24			15 16
物品	車両、重機	10	25			18
	器具、機材	11 12	26	18	17	17 18
	飼料、敷料	13				13
野生動物	ねずみ、たぬき			21	19 20	19 20
	野鳥				19 20	19 20
	はえ、ダニ				19	19
飼養環境	土壌、粉塵			21	22	22
馬	死体、排せつ物		27		19	19
	馬	14	27 28			23 28

農場名： _____

回答記入例
☒ はい ☐ いいえ

※「はい」、「いいえ」又は「該当しない」から1つ選択

馬_2

I 家畜防疫に関する基本的事項				家畜防疫員 チェック ボックス
1 家畜の所有者の責務				
①関係法令を遵守している。 〈関係法令の例〉 ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・化製場等に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	☐ はい ☐ いいえ			
②農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 〈協力者の例〉 ・地域の他の馬の所有者（飼養衛生管理者） ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体	☐ はい ☐ いいえ			
③（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	☐ 該当しない	☐ はい ☐ いいえ		
【記入欄】 今後の改善方針				
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。 〈情報の把握方法例〉 ・メール ・広報誌 ・FAX ・ウェブサイト	☐ はい ☐ いいえ			
②家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	☐ はい ☐ いいえ			
③家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	☐ はい ☐ いいえ			
④農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。 ※以下の資料を添付 農場の平面図（次のものを明示したもの） 1）衛生管理区域及びその出入口 2）消毒設備の設置箇所	☐ はい ☐ いいえ			
⑤家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	☐ はい ☐ いいえ			
【記入欄】 今後の改善方針				
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底				
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 ※飼養衛生管理マニュアルの必要事項 （1）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 （2）海外渡航時及び帰国後の注意事項 （3）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 （4）農場内への不適切な物品の持込みの禁止 （5）可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 （6）持ち込む工具、機材、食品等の取扱い （7）猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止 （8）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 （9）農場における防疫のための更衣 （10）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 ※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付	☐ はい ☐ いいえ			
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	☐ はい ☐ いいえ			
③馬の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者へ周知徹底している。	☐ はい ☐ いいえ			
【記入欄】 今後の改善方針				

4 記録の作成及び保管

以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

①衛生管理区域に立ち入った者（※1）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※2）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。） ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。 ※1 当該農場の従事者を除く。 ※2 所属等からその目的が明らかな場合を除く。	☐ はい	☐ いいえ	
②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。	☐ はい	☐ いいえ	
③（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ
④（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ
⑤導入した馬の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ
⑥出荷又は移動を行った馬の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ
⑦飼養する馬の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあつては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	☐ はい	☐ いいえ	
⑧家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日	☐ はい	☐ いいえ	

【記入欄】 今後の改善方針

5 獣医師等の健康管理指導

●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する馬の健康管理について指導を受けている。	☐ はい	☐ いいえ	
--	-----------------------------	------------------------------	--

【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください

担当の獣医師の氏名	
担当の診療施設の名称	
【記入欄】 今後の改善方針	

6 衛生管理区域の設定

①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 （衛生管理区域境界の明確化方法例） ・消石灰帯 ・柵 ・ロープ ・三角コーン ・垣根（プランター）	☐ はい	☐ いいえ	
②衛生管理区域は、厩舎、馬に直接接触する物品の保管場所並びに馬に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※厩舎の他に、飼料給与、清掃、馬の出荷及び死亡馬の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。	☐ はい	☐ いいえ	
③出入口の数を必要最小限とし、馬、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	☐ はい	☐ いいえ	

【記入欄】 今後の改善方針

7 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。 ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（競馬場、乗馬施設等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りではない。	☐ はい	☐ いいえ
--	-----------------------------	------------------------------

措置の内容

☐ 門 ☐ ロープ ☐ 立入禁止看板の設置
☐ その他：（ ）

●当日に他の馬の飼養施設等に立ち入った者（※）並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者等は除く。	☐ はい	☐ いいえ
---	-----------------------------	------------------------------

●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	☐ はい	☐ いいえ
--	-----------------------------	------------------------------

消毒設備

☐ 設置されたスプレー
 ☐ 消毒槽
 ☐ 衛生管理区域専用の手袋の着用
 ☐ その他：（ ）

●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。
※立ち入る者が消毒機器を搬行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。

☐ 該当しない ☐ はい ☐ いいえ

消毒設備

☐ ゲート式車両消毒装置 ☐ プール式車両消毒装置 ☐ 動力噴霧器 ☐ 蓄圧式噴霧器
☐ 消灰帯（幅： m）
☐ その他：（ ）

[illegible]

●他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 ※他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。	☐ はい ☐ いいえ
--	---

12 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置				馬_5
●過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 ※過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。		☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針				
13 飲用水の給与				
●飼養する馬には飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、消毒して給与している。		☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】				
使用している飲用水				
☐ 水道水				
☐ 井戸水	異物混入	☐ なし ☐ あり		
☐ 湧水	異物混入	☐ なし ☐ あり		
☐ その他				
水質検査				
☐ 実施していない ☐ 実施している（ 回/年）				
飲水消毒				
☐ 実施していない ☐ 実施している				
【記入欄】 今後の改善方針				
14 馬を導入する際の健康観察等				
①他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾病の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等を行い、健康な馬を導入している。		☐ 該当しない	☐ はい ☐ いいえ	
②導入した馬に馬の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接させないようにしている。 〈隔離方法の例〉 ・隔離厩舎 ・隔離畜房		☐ 該当しない	☐ はい ☐ いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針				
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止				
15 厩舎に立ち入る者の手指消毒等				
●厩舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。 〈消毒設備の例〉 ・設置されたスプレー ・消毒槽 ・厩舎専用の手袋の着用		☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針				
16 厩舎の入口における靴の交換又は消毒				
①厩舎ごとの専用の靴を設置し、厩舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている又は靴の消毒をさせている。 〈着用又は消毒設備の例〉 靴： 専用靴、ブーツカバー、（消毒の場合）踏込消毒槽		☐ はい	☐ いいえ	
②靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。		☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針				

17 器具の定期的な清掃又は消毒等				馬_6
●飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。			☐ はい ☐ いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針				
18 厩舎外での病原体による汚染防止				
●馬の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込んでいない。			☐ はい ☐ いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針				
19 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管				
●馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。		☐ 該当しない	☐ はい ☐ いいえ	
【記入欄】				
死体の保管場所の対策				
死体の処理				
☐ 化製処理				
☐ その他：（ ）				
死体の保管				
☐ なし				
☐ 屋内保管		☐ 隙間なし		
		☐ 隙間あり	対策	
☐ コンテナ				
☐ 蓋付容器				
☐ ネット		網目	cm	
		☐ 破損なし		
		☐ 破損あり	対策	
☐ ブルーシート				
☐ その他				
【記入欄】 今後の改善方針				
20 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止				
●厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。			☐ はい ☐ いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針				
21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒				
①衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。			☐ はい ☐ いいえ	
②病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。			☐ はい ☐ いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針				
22 厩舎等施設の清掃及び消毒				
●厩舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している。			☐ はい ☐ いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針				

1

28 異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

馬_8

※従業員がいる場合には、以下①～④について従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が飼養衛生管理マニュアルや貼紙、口頭等によって行われている必要がある。

①馬の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している馬の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	☐ はい	☐ いいえ	
②（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該馬が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の出荷及び移動を行わないこととしている。	☐ はい	☐ いいえ	
③（当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	☐ はい	☐ いいえ	
④（飼養する馬にその他の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	☐ はい	☐ いいえ	

【記入欄】 今後の改善方針

確認記録
○年月日：
○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ）
氏名：

確認記録
○年月日：
○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ）
氏名：